



三重県公報

平成29年2月14日（火）

第 2877 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
89	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
90	地域医療安心度調査の実施	(医務国保課)	2
91	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産経営課)	2
92	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
93	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
94	土地収用法の規定による事業の認定	(公共用地課)	5
95	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(流域管理課)	6
公 告			
	換地処分を行った旨	(農地調整課)	7
	同伴	(同)	7
	同伴	(同)	7
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	(獣害対策課)	7
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	8
	同伴	(同)	11

告 示

三重県告示第 89 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	かすみがうら薬局	四日市市八田 1 丁目 13-17		薬局	平成 29 年 1 月 1 日
薬局	健やか薬局 野町店	鈴鹿市野町東 2 丁目 4 番 30		薬局	平成 29 年 1 月 1 日
薬局	徳山薬局	名張市桔梗が丘 1-6-80		薬局	平成 29 年 1 月 1 日
薬局	しょうなん調剤薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2		薬局	平成 29 年 2 月 1 日
薬局	ハート調剤薬局	桑名市赤尾 2031-2		薬局	平成 29 年 2 月 1 日
薬局	健やか薬局 くらべ店	松阪市東黒部町 738-1		薬局	平成 29 年 2 月 1 日

三重県告示第 90 号

地域医療安心度調査を次のとおり実施します。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

本県が策定した「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における施策の一つとして「地域医療提供体制の確保」を掲げており、当該施策の目標項目として「地域医療安心度指数」を設定し、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度を把握し、評価することとしている。

本調査は、当該目標項目の現状を把握することを目的として実施する。

2 調査の期間

平成 29 年 2 月 16 日（木）から同年 3 月 10 日（金）まで（23 日間）

3 調査対象者

平成 28 年 12 月 1 日現在で選挙人名簿に登録されている県内居住の満 18 歳以上の県民 3,000 人

4 調査の方法

郵送調査

5 調査の主な内容

- (1) 調査対象者の基本属性（年齢・居住地・家族構成）
- (2) 医療機関の役割分担について
- (3) 夜間や休日における対応について
- (4) 地域の医療機関の情報について
- (5) 医療機関へのアクセスについて
- (6) 県による医療情報の提供について

三重県告示第 91 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
錦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち錦の地区)	小型火光利用一本釣り漁業(総トン数10トン未満の漁船により主として火光を使用して釣りを営む漁業)
錦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち錦の地区)	その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。)

三重県告示第92号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年2月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) トライアル久保店
松阪市久保町1897-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 久男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 久男

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年9月19日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,158 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	126台	縦覧による
合計	126台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	92台	縦覧による
合計	92台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	77 m ²	縦覧による
合計	77 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容 量	位 置

廃棄物保管施設 1	10.8 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	15.9 m ³	縦覧による
合計	26.7 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24 時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	24 時間

7 届出の日

平成 29 年 1 月 18 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 2 月 14 日から同年 6 月 14 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 93 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項とみなし同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター伊勢店
伊勢市御薗町王中島 758

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運用に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 8 時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻

株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時
---------	-------------	--------

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時から午後 9 時 30 分まで

- 3 変更する年月日
平成 29 年 3 月 1 日
- 4 届出の日
平成 29 年 1 月 16 日
- 5 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 6 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 2 月 14 日から同年 6 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 94 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 起業者の名称
伊賀市
- 2 事業の種類
山田南地区農業集落排水事業
- 3 起業地
- (1) 収用の部分
伊賀市真泥字正今寺川原地内
- (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
- (1) 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について
山田南地区農業集落排水事業（以下「本件事業」という。）は、起業者である伊賀市が伊賀市生活排水処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、山田南地区（以下「当地区」という。）におけるし尿、生活雑排水等の汚水及び汚泥を処理する施設を整備しようとするものであり、土地収用法第 3 条第 31 号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、土地収用法第 20 条第 1 号の要件を充足するものと判断される。
- (2) 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について
本件事業の起業者である伊賀市は、整備計画に基づいた事業計画を策定し、平成 28 年度において財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められるため、土地収用法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。
- (3) 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について
- ア 得られる公共の利益
本件事業は、当地区におけるし尿、生活雑排水等の汚水及び汚泥を処理し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農山村地域の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全、生産性の高い農業及び環境保全に寄与すると判断されることから、本件事業を施行することにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。
- イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）に基づく対象事業に該当しない。本件事業の起業地が所在する地域は、三重県自然環境保全条例（平成15年三重県条例第2号）に基づく三重県自然環境保全地域に指定されていない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護するために特別の措置を講ずべき文化財及び動植物の存在は、確認されていない。

これらのことから、周辺的生活環境に与える影響は少ないと考えられるため、本件事業を施行することにより失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、当地区の地域性を考慮した基本的な6項目の条件を定め、その条件を満たす3候補地を選定し、社会的、技術的及び経済的項目等に関する比較検討を行っている。

3候補地のうち、起業地は経済性で最も優位である。また、社会的及び技術的条件においても他候補地と同等若しくは優位となっており、総合的に勘案しても最も合理的であると認められる。

エ アで述べた「得られる公共の利益」とイで述べた「失われる利益」を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められ、また、ウで述べたことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、当地区では、生活雑排水は昭和53年度から着手した生活雑排水処理施設により処理されているが、施設が簡易的なものであり、老朽化による機能低下が著しく、放流水の水質悪化による農業用水路等の汚濁が進行しており、水質及び生活環境を改善する必要があるが生じている。本件事業は、これらの改善を図るため、早急な対策を講じるものであり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、汚水及び汚泥を処理する本体施設と、本体施設の維持管理等に必要な付帯施設から構成されている。本体施設は、処理対象人口及び処理方式等を基に積算した規模となっており、付帯施設は、農業集落排水施設を設計するにあたり遵守すべき基準を踏まえた、必要最小限の範囲を起業地としており、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号のすべての要件を充足するものと判断される。

以上により、起業者から申請のあった本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

伊賀市水道部庁舎

三重県告示第95号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部流域管理課、三重県松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成29年2月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
畑井地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

松阪市飯南町粥見

3 区域の土地の表示

松阪市飯南町粥見字二俣 476 番 1 の一部、477 番 1 の一部、477 番 2 の一部、478 番 1 の一部、478 番 2 の一部、478 番 3 の一部、478 番 4 の一部及び 478 番 7 の一部、宇山手 566 番の一部並びに字ニゴリズ 580 番の一部及び 598 番 1 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業御浜西部地区（阪本換地区）の換地処分を行いました。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業御浜西部地区（上野換地区）の換地処分を行いました。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業御浜西部地区（川瀬換地区）の換地処分を行いました。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 変更認定年月日
平成 29 年 1 月 26 日
- 2 変更内容
捕獲従事者の追加に係る変更
- 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等
 - (1) 名称
一般社団法人 三重県猟友会
 - (2) 住所
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
 - (3) 代表者の氏名
内田 克宏

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 29 年 1 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡紀宝町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 1 月 20 日	松阪市川井町字田中 268-1 ほか 3 筆	松阪市川井町 326-3 磯田建設株式会社 代表取締役 磯 田 泰 良
平成 29 年 1 月 20 日	亀山市川崎町字貢 4691-1 ほか 1 筆	亀山市みどり町 55-16 鈴木 一 光
平成 29 年 1 月 23 日	伊勢市小俣町明野 1493-2	伊勢市御薗町王中島 797 有限会社オールウイン 代表取締役 崎 地 公 代
平成 29 年 1 月 23 日	三重郡川越町大字南福崎字中古川 684-1	埼玉県さいたま市西区二ツ宮 495-1 シュク セ・クールⅡ201 号 林 洋 平
平成 29 年 1 月 27 日	名張市朝日町 1527-1 ほか 5 筆	大阪府大阪市平野区平野南 3 丁目 4-21 小 柳 早智子 名張市蔵持町芝出 694 中 嶋 利 幸
平成 29 年 1 月 31 日	伊賀市西明寺 2795-8 ほか 1 筆の一部	伊賀市西明寺 2848 山 本 進 山 本 一 子

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 2 月 14 日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県教育委員会 S I (System Integration) 支援委託業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成 29 年 4 月 1 日（土）から平成 32 年 3 月 31 日（火）までとします。

(4) 委託業務履行場所

調達説明書（仕様書）で指定するとおりとします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 経済産業省所管の情報処理技術者試験における高度試験（レベル4）合格者など、共通キャリア・スキルフレームワークのレベル定義でレベル4以上（海外企業においてはそれと同等の資格であること。）と判断される技術者が在籍しており、本支援委託業務に対して補助やフォローが可能な体制が機能していること。

オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会等の認定するプライバシーマークの使用許諾若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証を取得していること又はこれと同程度の個人情報保護体制が機能していること。

カ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用するI SMS適合性評価制度においてI SMS認証若しくはこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムに関する認証を取得していること又はこれと同程度の情報セキュリティマネジメントシステムが機能していること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成29年3月13日（月）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 2(2)エからカまでに定める落札資格を有することを説明する書類（証明する書類の写し等）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班 担当 西村、古儀

電話 059-224-3173 ファクシミリ 059-224-2319

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年3月27日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成29年3月15日（水）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年3月27日（月）14時00分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局

留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 3 月 27 日（月）14 時 00 分

なお、入札書は平成 29 年 3 月 17 日（金）から同月 27 日（月）14 時 00 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班

案件名 三重県教育委員会 S I (System Integration) 支援委託業務

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 3 月 27 日（月）14 時 20 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8（平成 31 年 10 月 1 日以降については、100 分の 10 とします。）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100（平成 31 年 10 月 1 日以降については、110 分の 100 とします。）に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Support consignment business of the System Integration of Mie Prefectural Board of Education

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, March 27, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, March 17, 2017 and 2:00 P.M. on Monday, March 27, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:20 P.M. on Monday, March 27, 2017.

(4) Managing Authority :

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3173 FAX:059-224-2319

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年2月14日

三重県教育委員会教育長 山口千代己

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県小中学校ネットワークシステム運用支援委託業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成29年4月1日（土）から平成31年3月31日（日）までとします。

(4) 委託業務履行場所

調達説明書（仕様書）で指定するとおりとします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 当該案件を履行するにあたり、4(4)で示す書類が提出できること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成29年3月13日（月）13時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 本委託業務に従事する業務要員が、調達説明書（仕様書）に示す仕様等に適合することを説明する書類（証明する書類の写し等）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班 担当 西村

電話 059-224-3173 ファクシミリ 059-224-2319

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年3月27日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成29年3月15日（水）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年3月27日（月）13時00分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成29年3月27日（月）13時00分

なお、入札書は平成29年3月17日（金）から同月27日（月）13時00分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班

案件名 三重県小中学校ネットワークシステム運用支援委託業務

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 3 月 27 日 (月) 13 時 20 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :

Operation support consignment business of the network system of the elementary school and junior high school of Mie Prefecture

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Monday, March 27, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, March 17, 2017 and 1:00 P.M. on Monday, March 27, 2017.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:20 P.M. on Monday, March 27, 2017.

- (4) Managing Authority :

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3173 FAX:059-224-2319

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
